

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等

青少年に有害な図書類の指定

悪臭防止法による規制地域の指定等

振動規制法による地域の指定等

振動規制法施行規則別表第一の付表の第一号に規定する区域の指定

振動規制法施行規則別表第二の備考1に規定する区域の指定等

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令

保安林の指定の解除予定

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

◇ 内水面漁場管理委告示 昭和五十九年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標量

◇ 正 誤 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、昭和五十九年五月一日からその効力を生ずる。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十九年一月一日現在の地番による。）
大字国中字鰻田	大字米岡字鰻田の全域
大字国中字中坪	大字米岡字中坪の全域
大字国中字山崎	大字米岡字山崎の全域
大字国中字下山崎	大字米岡字下山崎の全域
大字国中字落岩	大字米岡字落岩の全域
大字国中字岩	大字米岡字岩の全域

大字国中字岩山	大字米岡字的岩山の全域
大字国中字舞楽	大字米岡字舞楽の全域
大字国中字萩原	大字米岡字萩原の全域
大字国中字森谷	大字米岡字森谷の全域
大字国中字森谷前	大字米岡字森谷前の全域
大字国中字森谷下モ	大字米岡字森谷下モの全域
大字国中字森谷空	大字米岡字森谷空の全域
大字国中字下河原	大字米岡字下河原四二三の一、四二四の一、四二四の二、四二五の一、四二五の二、四二六から四二九まで、四二九次一、四二九次二、四三一、四三二の一、四三三の一、四三四の一、四三四の二、四三五、四三六の一、四三七の一、四三七の三、四三八の一、四三九から四四三まで、四四三次一、四四四次一、四四四の二、四四四の三、四四五の一、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地
大字国中字上河原	大字米岡字上河原四五八次一、四五八の二、四五九の一、四五九の三、四六〇の一、四六七の一、四七〇の一、四七一の一、四七三の一から四七三の四まで、四七三の六、四七三の七、四七七の一、四七七の二、四七八、四八〇の一、四八四の一、四八四の二、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字国中字高瀬	大字米岡字高瀬四八八の一、四八九の一、四九二の一、四九三、四九四の一、四九四の二、四九五、四九六、四九七の一から四九七の三まで、四九八の一、四九九の一、四九九の二

大字国中字下欠揚	九の二、五〇二の一、五〇二の三、五〇二の四、五〇二の七、五〇五の一から五〇五の五まで、五〇六の一、五〇六の二、五〇七の一、五〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字国中字上欠ケ揚	大字米岡字上欠ケ揚五二二の一、五二三の一、五二四の一及びこれらと一体をなす国有地
大字国中字細田	大字米岡字細田五二五の一から五二五の三まで、五二六の一から五二六の五まで、五二七第一、五二七の二から五二七の一〇まで、五二八の一、五二八の二、五二九、五二九の一、五二九の二、五三〇の一から五三〇の六まで、五三一の一から五三一の三まで、五三二、五三二の一、五三二の二、五三三、五三四、五三四の一から五三四の四まで、五三五の一から五三五の三まで、五三六の一から五三六の三まで、五三七の一から五三七の三まで、五三八、五三九の一から五三九の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
区域を変更する字の名称 大字米岡字下河原	同上の区域（昭和五十九年一月一日現在の地番による。） 大字米岡字下河原のうち四二三の一、四二四の一、四二四の二、四二五の一、四二五の二、四二六から四二九まで、四二九次一、四二九次二、四三一、四三二の一、四三三の一、四三四の一、四三四の二、四三五、四三六の一、四三七の一、四三七の三、四三八の一、四三九から四四三まで、四四三次一、四四四次一、四四四の二、四四四の三、四四五の一、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の

大字米岡字上河原	区域 大字米岡字上河原のうち四五八次一、四五八の二、四五九の一、四五九の三、四六〇の一、四六七の一、四七〇の一、四七一の一、四七三の一から四七三の四まで、四七三の六、四七三の七、四七七の一、四七七の二、四七八、四八〇の一、四八四の一、四八四の二、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字米岡字高瀬	大字米岡字高瀬のうち四八八の一、四八九の一、四九二の一、四九三、四九四の一、四九四の二、四九五、四九六、四九七の一から四九七の三まで、四九八の一、四九九の一、四九九の二、五〇二の一、五〇二の三、五〇二の四、五〇二の七、五〇五の一から五〇五の五まで、五〇六の一、五〇六の二、五〇七の一、五〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字米岡字下欠揚	大字米岡字下欠揚のうち五一六の一、五一六の三から五一六の五まで、五一七の二、五一七の三、五一八、五一九、五一九の一、五二〇の一、五二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字米岡字上欠ケ揚	大字米岡字上欠ケ揚のうち五二二の一、五二三の一、五二四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字米岡字細田	大字米岡字細田のうち五二五の一から五二五の三まで、五二六の一から五二六の五まで、五二七第一、五二七の二から五二七の一〇まで、五二八の一、五二八の二、五二九、五二九の一、五二九の二、五三〇の一から五三〇の六まで、五三一の一から五三一の三まで、五三二、五三二の一、五三二の二、五三三、五三四、五三四の一から五三四の四まで、五三五の一から五三五の三まで、五三六の一から五三

六の三まで、五三七の一から五三七の三まで、五三八、五三九の一から五三九の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名  
 大字米岡字鰻田、大字米岡字中坪、大字米岡字山崎、大字米岡字下山崎、大字米岡字落岩、大字米岡字的岩、大字米岡字的岩山、大字米岡字舞楽、大字米岡字萩原、大字米岡字森谷、大字米岡字森谷前、大字米岡字森谷下モ、大字米岡字森谷空

**鳥取県告示第三百五十八号**  
 鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 名	号 数	発行登記番号等	表示された発行所名
1412	雑誌その他 の刊行物	種地獄		ED-ヨ2	JOKER'S
1413	"	月経挿入 現場		ED-テ2	セイント企画
1414	"	ヒロスフナーカス株の股間犯す 第2巻第6号通巻16号		EF-6-D	機アップル社

1415	"	SODOM ソドム ピチピチ GAIの秘 密 SODOM ソドム 異常性愛人肉市場	SS 6— D	傑 アリス出版
1416	"	Boby Socks 少女が熟する VOL.18 Boby Socks 淫肉じかけの少女	BS 6— D	傑 土曜出版新社
1417	"	月刊 ラム VOL. 2	LM 6— D	ア ツツアル社
1418	"	秘密の大陰唇 しゃぶれば愛	ED 7— 1	ア リス出版
1419	"	驚のしたたり 姉と淫交	ED 7— 9	ア リス出版
1420	"	HOW TO フェラチオ わたし癒めたいの!! 何回でもOK ヨ	ED 7— 0	Do 企画
1421	"	月刊イブ 彼女をハメて突き刺す!! イブ12号 男根吸い運め	EV 5— D	ア リス出版
1422	"	フェイトキヤバレー シてる顔は見な いで!! フェイトキヤバレー VOL. 7 お願 い!! ハハメ殺してっ!!	HK 6— D	K YOHDO
1423	"	PUSSY VOL.27 くわえ返し 金玉ねぶり	PU 6— D	ア リス出版
1424	"	グラソドエロス 6th-ISSUE	GE 5— D	海 鳴書房
1425	"	少女白書 視姦手淫 第二十六号	SH 6— D	ト ライビジョン
1426	"	大陰唇びらき マウストルコ 2度目は口唇で……	EC 7— 1	ア リス出版
1427	"	愛人パンクの女 陰唇めぐり 迷子の子猫	EB 7— 9	ア リス出版
1428	"	性交地獄 久美子のくちびる	EC 7— 3	ア リス出版
1429	"	強姦 匂う女	ED 7— 8	Do 企画
1430	"	ソエイブ 卑猥性器	SE 5— D	ト ライビジョン
1431	"	増刊 ZERO D—CUP	Z 5— D	株 式会社アリス 出版
1432	"	Hiteel PUSSY HOLE	HH 6— D	土 曜出版新社
1433	"	ケールな夜	ED 7— 4	o ffice JET
1434	"	ゾラツシユ VOL. 9 女体のデータ 淫肉の秘密	FC 5— D	土 曜出版新社
1435	"	スクリヤー増刊 少女A VOL. 5 性器Vびらき	SR 4— D	ト ライビジョン
1436	"	SEXYES VOL.12 妹犯シ	SI 5— D	傑 アツツアル社
1437	"	四畳半シリース VOL. 7 激痛合体 四畳半秘位 No17 真美	EB 7— 6	Do 企画
1438	"	濡れたワレメ レイプあき	EC 7— 6	Do 企画
1439	"	増刊・セクシーボール 挑発無限大 姦してっ!	Z 5— D	傑 土曜出版新社
1440	"	SUGAR 挑色の秘肉 第二巻第七号	SG 6— D	ト ライビジョン
1441	"	器物ヲチ込み 深夜の狩人	EC 7— 5	ア リス出版
1442	"	裏ビデオ現場 春歌	EC 7— 2	Do 企画
1443	"	SEX 奴隷 OLの部屋	ED 7— 7	ア リス出版
1444	"	艶姿オナニー模 なるど・ザ・チヤコ	EB 7— 4	P ROJECT 8
1445	"	流腸・放尿 泌尿器百科	EC 7— 4	Do 企画
1446	"	エロス・アツツアル VOL.89 エタツク!!お姉さまに義姉強姦	EP 6— D	ア ツツアル社

1447	”	強姦 ハメダルマ	EC- マ3	アリス出版
1448	”	濡れて立つ もっと纏って	EB- A8	Do企画
1449	”	特写 特写 オナニー特集 恥骨が痛い	TA- 6-D	アリス出版
1450	”	エロソフナーカス 第2巻第4号通巻11号 女性性乱舞考	EF- 4-D	オーソップ社

鳥取県告示第三百五十九号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条並びに第四条第一号及び第二号の規定に基づき、悪臭物質の排出に係る規制地域及び当該地域における悪臭物質の排出に係る規制基準を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係町村役場に備えて置いて縦覧に供する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 規制地域

町村名	規制地域の区分	区	域
佐治村	C区域	佐治村大字中の一部、大字尾路の一部、大字加茂の一部、大字福園の一部、大字加瀬木の一部及び大	

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を大気中の濃度の許容限度とし、同条第二号に規定する工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

用瀬町	A区域	用瀬町大字用瀬の一部
中山町	B区域	中山町塩津の一部
C区域		中山町北御崎の一部

鳥取県告示第三百六十号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域及び当該地域における振動の規制基準を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び国府町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

国府町大字麻生の一部、大字美敷の一部、大字町屋の一部、大字宮下の一部、大字三代寺の一部、大字庁、大字安田、大字法花寺、大字中郷、大字国分寺、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、稲葉丘一丁目、稲

規制地域 の区分	規 制 基 準				(単位PPM)
	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	
A 区域	一	〇・〇〇二	〇・〇二	〇・〇一	トリメチル アミン
B 区域	二	〇・〇〇四	〇・〇六	〇・〇五	アセト アルデヒド
C 区域	五	〇・〇一	〇・二	〇・二	スチレン

葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目及び宮下

二 規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間(午前八時から午後七時 時まで)	夜間(午後七時から翌日の午前 八時まで)
第一種区域(国府町大字麻生の一部、大字美敷の一部、大字町屋の一部、大字宮下の一部、大字三代寺の一部、大字庁、大字安田、大字法花寺、大字中郷、大字国分寺、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り三丁目及び宮下)		六十デシベル	五十五デシベル
第二種区域(国府町新通り一丁目、新通り二丁目及び新通り四丁目)		六十五デシベル	六十デシベル

鳥取県告示第三百六十一号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第一の付表の第一号に規定する知事が指定した区域を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十九年四月鳥取県告示第三百六十号（振動規制法による地域の指定等について）一に掲げる区域

鳥取県告示第三百六十二号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二の備考1に規定する知事が定めた区域及び同表の備考2に規定する知事が定めた時間を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域

第一種区域

昭和五十九年四月鳥取県告示第三百六十号（振動規制法による地域の指定等について。以下「告示」という。）二に規定する第一種区域の区域

第二種区域

告示二に規定する第二種区域の区域

二 時間

昼 間	告示二に規定する昼間の時間
夜 間	告示二に規定する夜間の時間

鳥取県告示第三百六十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和五十九年六月一日から同年七月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は附着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、又は当該伐採木等を薬剤によりくん蒸すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに、当該措置に係る伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第三百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道一三六七の一八・一三六七の二三から一三六七の二六まで・一三六七の六八（以上六筆について、次の図に示す

部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
網代加入区	中型いかつり漁業



### 内水面漁場管理委員会告示

標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第三項の規定に基づき、昭和五十九年度における内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目

昭和五十九年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標量

免 許 番 号	漁 業 権 者	河 川 湖 沼 別	魚 種 別														
			あゆ (千尾)	にします (千尾)	いわな やまめ (千尾)	降海性 あまご (千尾)	こい (千尾)	ふな (千尾)	うなぎ (キログラム)	わかさぎ (千粒)	しらうお (平方メートル)	えび (平方メートル)	せぼら (回)				
内一第	千代川漁業協 同組合	千代川水系 に係る河川	九〇〇	一〇	五〇	一〇	一〇										
内二第	天神川漁業協 同組合	天神川水系 に係る河川	二五〇	六	二〇	一〇	五										
内三第	日野川水系漁 業協同組合	日野川水系 に係る河川	五〇〇	一〇	三五	一〇	一〇										
内四第	湖山池漁業協 同組合	湖山池					四〇	六〇	七〇	三五、〇〇〇	六〇〇	一、〇〇〇					
内五第	東郷湖漁業協 同組合	東郷湖					二五	六〇	一〇〇	一〇、〇〇〇	四〇〇	六〇〇					六

#### 備考

- 一 こい種苗及びにじます種苗の規格は、全長十センチメートル以上のものとする。
- 二 えびに係る増殖目標量は、増殖のための増殖場造成面積をいう。
- 三 しらうおに係る増殖目標量は、増殖のための産卵床造成面積をいう。
- 四 ぼら及びせいごに係る増殖目標量は、稚魚の溯上を助長するための魚道開さく及びくみ上げ放流の回数とする。

正 誤

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第三十九号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 十一

段 下

誤 納 税 証 明 書

県 税 務 所 長 殿

正 納 税 証 明 書

頁 十五

誤

所得割の納税

義務者数

(10+11) (7)

正

所得割の納税

義務者数

(10+11) (7)